

照 会 書

令和6年1月29日

〒060-8677

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役 齋 藤 晋 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:<http://www.e-hocnet.info/>]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）

に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続（共通義務確認訴訟・簡易確定手続等）の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

消費者庁から令和5年7月28日付けで貴社に対する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）に基づく措置命令（以下「本件措置命令」といいます。）がなされた件につきまして、当法人は、以下のとおり照会いたします。

第2 貴社に対する照会事項

- 1 本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に関して、消費者が貴社において供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約した場合に当該消費者に適用される電気及び都市ガスの約款（受給契約要綱等）と、本件措置命令において言及されていますポイントサービスに関する規約を開示してください。
- 2 本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に関して、貴社において供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約された消費者の契約数及び消費者の人数をご教示ください。
- 3 本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に関して、貴社が供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約した消費者に対する返金等の措置を行われる予定があるかどうか、予定がある場合にはその内容につき、ご教示ください。

第3 照会の理由

- 1 本件措置命令では以下の事実関係が認定されています。

(1) 貴社は、貴社が供給する家庭用の電力及び都市ガスの小売供給（以下「本件役務」といいます。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日、同月7日から同月12日、同月14日から同月19日及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき2020年 冬号 Vol. 406」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク!」、「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくパック」、「(記号省略) ほくでんガス+ほくでんの電気料金プランエネとくポイントプランのセットで ガス料金が北海道ガスの『一般料金』より5%おトクに! 電気とガス合わせたら年間約6,000円相当おトク!」と表示するなど、本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、都市ガスの小売供給に関する契約先を北海道ガスから貴社に切り替え、貴社と本件役務をセットで契約するだけで、貴社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で同表「表示内容」欄に「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるかのように表示されていました。

(2) しかし、実際には、本件措置命令別表「表示内容」欄に「おトク」と記載された金額には、ポイントサービスに加入した上で、毎月のログイン、おおむね毎週配信されるコラムの閲覧等を行わなければ付与されないポイント相当分が含まれており、貴社と本件役務をセットで契約するだけで、貴社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で同欄に「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるものではなかったと本件措置命令において認定されています。

なお、貴社の表示の一部にはポイントに関する記載も見受けられましたが、消費者の認識の変容をもたらすだけの打ち消し表示とは評価できず、そのこ

とは本件措置命令においても前提となっていると思料します。

- 2 貴社と消費者の間の電気供給契約及び都市ガス供給契約は消費者契約（消費者契約法2条3項、特例法2条3号）です。前記1(1)の表示により、貴社と本件役務をセットで契約するだけで、貴社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で同欄に「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られると誤認して、消費者に消費者契約を締結させて消費者に損害を与えた場合、消費者が特例法3条1項4号に該当する損害賠償請求権を有する可能性があります。
- 3 そこで、当法人は、貴社に対して、本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に関して、消費者が貴社において供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約した場合に当該消費者に適用される電気及び都市ガスの約款（受給契約要綱等）と、当時有効であった（本件措置命令において言及されています）ポイントサービスに関する規約を開示してください。あわせて対象となる契約数及び消費者の人数もご教示ください。

また、本件措置命令別表「表示期間」欄記載の期間に関して、貴社が供給する家庭用の電気及び都市ガスをセットで契約した消費者に対する返金等の措置を行われる予定があるかどうか、予定がある場合にはその内容をご教示ください。

第4 回答の期限など

本照会の回答につきまして、令和6年2月29日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表いたしますので、あらかじめ申し添えます。

以上